

## 水道料金改定のシミュレーションにあたって

令和3年7月28日、第4回岩内町上下水道料金等審議会において、料金改定の算定期間を「5年」、改定幅を給水収益全体の「25%」を目安とし、今後の検証・審議に臨んでいく旨確認されたところであります。

実際のシミュレーションにあたっては、大きく、次の2点に留意のうえ、試算することといたしました。

### ①基本料金と従量料金の配分について

水道料金は二部料金制のもと、施設維持費用等、水道利用者全体で広く公平に支えるため負担する「基本料金」と、水を使用した分だけ負担を求める従量料金とに分けられます。

そのため、対象原価を性質ごと「基本料金へ充当するもの」と、「従量料金へ充当するもの」とに区分していかなければなりません。

#### ◆基本的な考え方（日本水道協会「水道料金算定要領」より）

原価区分	性 質	配分先
需要家費	水道使用者の存在によって発生し、数によって増減する固定的経費で、検針・集金関係費、量水器関係諸費等があげられる。	基本料金
固定費	水道施設を適正に維持していくために必要とされる経費で、その内容は、維持管理費全般のほか、減価償却費、支払利息、資本費用の大部分となる。 ※固定費は原価の占める割合が大きく、下表の配分基準が示されている。	基本料金 従量料金
変動費	水道サービスの実使用量に応じて増減する経費であり、薬品費や動力費等が代表例とされる。	従量料金

#### [固定費の配分基準]

固定費は本来、基本料金に配分すべき性質であります。原価の大部分を占める割合からも著しく高額となることを考慮し、次の4つの配分基準を設けている。

①法（施設負荷率に着目）	固定費を最大配水量に対する平均配水量の割合で「従量料金」へ配分
②法（施設利用率に着目）	固定費を浄水施設能力に対する平均配水量の割合で「従量料金」へ配分
③法（施設最大稼働率に着目）	固定費を浄水施設能力に対する最大配水量の割合で「従量料金」へ配分
④法（配給水部門経費に着目）	固定費のうち、配給水部門経費を「基本料金」へ配分

これらを踏まえ、また、当町の現行の配分状況や住民生活を巡る事情等にも考慮し、別紙1のとおり整理しております。

## ②基本水量のあり方について

基本水量については、公衆衛生・生活環境上の観点から、基本料金の支払いに対し、一定の水量を付与するものでありますが、近年では、節水の効果が表れにくいことなど、「基本水量」そのものを撤廃する団体も出てきております。

当町も現在、料金改定の議論が進められている中であって、これまでの経緯や、住民生活に与える影響、他団体の動向等を総合的に勘案しつつ、町の実情に即した基本水量のあり方を、あらためて考えていく必要があります。

### ◆現行水量（10<sup>m</sup>）と（8<sup>m</sup>）、（6<sup>m</sup>）を切り口に考える。

区分	説明（丸数字：メリット    ローマ字：デメリット）	評価
10 <sup>m</sup>	<p>① 当町の家事用の平均使用水量は約11<sup>m</sup>であり、このうち寮や店舗併用住宅など特殊な使用者を除いても10<sup>m</sup>台であることから、平均値の視点では妥当性がある。また、この傾向は数十年同様であり、人口減少によって水需要は減少しているものの、実際に使用されている水量としては大きく変化がないとかがえる。</p> <p>② 初めての「料金改定」ということもあり、劇的な変化を回避できる。</p> <p>③ 後志管内20市町村のうち12団体が10<sup>m</sup>を採用中である。</p> <hr/> <p>I 節水効果という意味では、節水インセンティブが働きにくい。</p>	平均使用水量の推移や水量変更による料金への影響を考慮し、現実的な選択肢と捉えられる。
8 <sup>m</sup>	<p>① 当町の使用水量を昇順で整理した場合に、中間が概ね9<sup>m</sup>であり、中央値の視点では妥当性がある。</p> <p>② 上水道事業として、北海道内の約4割が8<sup>m</sup>を採用している。（10<sup>m</sup>は2割）</p> <p>③ 一定の節水インセンティブが働くと考えられる。</p> <hr/> <p>I 9<sup>m</sup>～10<sup>m</sup>の使用者層は二重の負担が発生する。</p> <p>II コロナ禍の現状で、うがい・手洗いが推奨される中、付与する水量を減らすタイミングではないとの考え方もある。</p>	使用水量の中央値であり、節水を促す意味や、道内の動向などからも一つの選択肢と捉えられる。
6 <sup>m</sup>	<p>① 当町の使用水量を昇順で整理した場合に、最も使用者数の多い層が6<sup>m</sup>であり、最頻値の視点では妥当性がある。</p> <p>② より節水インセンティブが働く。</p> <hr/> <p>I 7<sup>m</sup>～10<sup>m</sup>の使用者層は二重の負担が発生する。（より影響が大きい）</p> <p>II コロナ禍の現状で、うがい・手洗いが推奨される中、付与する水量を減らすタイミングではないとの考え方もある。</p>	最頻値であるが、使用水量層の構成比からすると、偏りがあり、現状では料金への影響幅が大きく、現実的ではない。

上記のとおり、付与する基本水量を3種類表記させていただきましたが、記載内容を勘案のうえ、ご審議の程、お願い致します。